

台湾向け新潟県観光アンバサダー事業 業務委託仕様書

1 事業の目的及び趣旨

本県への台湾市場からのインバウンドは順調に増加している一方で、主に冬季（特にスキーリゾート）へ偏っているため、グリーンシーズンも含めた通年で楽しめる観光コンテンツの情報発信や、他エリアへの周遊促進が課題となっている。

訪日意欲の高い台湾市場に向けて、台湾市場に影響力のある訪日メディアや、本県での旅行に興味関心があるマイクロインフルエンサーを活用した県内観光情報の発信を行うことで、佐渡市をはじめとした本県の認知度向上、及び本県への来訪意欲を喚起し、誘客につなげることを目的とする。

2 委託業務の名称

台湾向け新潟県観光アンバサダー事業

3 委託期間

委託日から令和9年2月26日（金）

4 委託料の上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

内、新潟インバウンド推進協議会が1,500千円、佐渡市が1,500千円をそれぞれ契約し事業を実施すること。

なお、委託料には、企画立案・ツアー実施・情報発信・事業報告等、一切の経費を含む。

5 ターゲット

台湾在住の訪日旅行関心層

6 委託業務の内容

(1) マイクロインフルエンサーの募集・選定

ア 県内の観光スポットや体験コンテンツ等取材し、台湾向けに情報発信を行うマイクロインフルエンサー（以下、「アンバサダー」という。）を10名以上募集・選定すること。

※ 本事業におけるマイクロインフルエンサーの定義

特定の分野でよく知られており、数千人のフォロワーを有する人物のこと。本事業では旅行や観光の分野で認知があり、主とする発信媒体で主たるフォロワーが台湾在住者であり、かつ、5,000人以上のフォロワーを有する人物を想定。

イ アンバサダーの募集にあたっては、台湾市場に影響力がある SNS やメ

ディアを活用するなど、広く募集が周知されるように工夫すること。
ウ アンバサダーの選定においては、応募者から以下の情報を記載した企画資料の提出を求めて審査を行うこととし、受託者は候補者を委託者に提案し、協議の上、決定すること。

<企画資料に記載を求める情報>

①ツアー行程案（観光スポット、体験コンテンツ、二次交通等、WEB情報や口コミ情報を参考にして応募者自身が作成）

②①のツアー行程を提案した理由

③ツアー中に情報発信を行う媒体のアカウント情報（フォロワー数、エンゲージメント率（いいね・コメント数÷フォロワー数）含む）

④各スポットでの口コミ投稿（Google マップ等）の対応可否と、投稿可能な場合はその回数

⑤その他、アンバサダーの選定に当たって必要な事項等

エ アンバサダーの居住地は国内外を問わないが、情報発信を行う SNS 等のうち、1つのアカウントでフォロワー数が 5,000 人以上いることを目安とし、複数媒体のフォロワー数の合算は認めない。

オ ツアー行程の作成に当たっては、県内での滞在を2泊3日以上とする。一部、委託者から取材スポットやジャンルを指定することを想定しており、受託者決定後に提示する。

カ アンバサダーによるツアーは、全てグリーンシーズン（11 月末日途）に実施されるよう、予めスケジュール管理を行うこと。

キ 新潟県多言語ウェブサイトに掲載している 7つのエリア（<https://discover-niigata.com/area-guide/>）のうち、佐渡エリアへのツアーを行うアンバサダーが全体の半数程度確保されるよう、募集時または選定時に工夫すること。

(2) アンバサダーによるツアー・情報発信

ア アンバサダー各自で取材を行うこととし、必ずしも受託者の同行は求めないが、常に受託者と連絡が取れる体制を構築し、適宜ツアー中のサポートを行うこと。

イ アンバサダーが自身の SNS 等で記事を投稿するのは原則ツアー期間中に行うこととし、受託者は各アンバサダーの投稿数が 5 回以上となるように働きかけること。なお、異なる媒体で同一の内容を発信した場合は 1 回とカウントする。ツアーの全行程が十分に確認できる程度の投稿が行われることが望ましい。

ウ 記事投稿は、中国語（繁体字）で行うこと。

エ 記事投稿の内容は、アンバサダー各自の視点に基づく自由投稿とするが、本事業の目的及びターゲットについて明確に説明を行い、本県への観光誘客に資する内容となるよう調整を行うこと。

オ 投稿内容に不備がある場合は、アンバサダーに連絡を取り、内容の修

正を依頼すること。なお、本県の印象を著しく低下させる投稿が確認された場合は、当該アンバサダーのツアー実施に係る一切の費用を補填しない。(全額アンバサダーの自己負担)

カ ツアー終了後、各アンバサダーの情報発信内容を全て取りまとめ、委託者に報告すること。

キ ツアー終了後、各アンバサダーからツアーの様子が確認できる報告書を提出してもらうこと。併せて、アンバサダーが撮影した画像・動画を二次利用可能なものとして、委託者に提供させること。

ク ツアー終了後、取材行程や各スポットの満足度等が確認できるアンケートを実施すること。

(3) 自由提案

本仕様書に定める事業内容に加え、事業予算内で独自の自由提案を行うことができる。本事業の趣旨を踏まえて、台湾市場における本県の認知度向上、本県への誘客促進に向けた効果を最大化させるために有効な取組を提案し、具体的に記載すること。

7 留意事項等

(1) アンバサダーによるツアー、情報発信に係る手続き等

ア 本キャンペーンの趣旨や記事投稿のルール等を説明する案内書類を作成してアンバサダーへ配布するなど、事業への理解を促すこと。

イ 本事業で選定するアンバサダーの活動期間は、本事業実施期間中のみの限定的なものである点を留意すること。

ウ 委託者はアンバサダーが旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入するように促すこと。

なお、旅行期間中にアンバサダーが病気・怪我・物損等をした場合においても、委託者は一切の責任を負わない。

エ 応募者情報、SNS等での発信内容は、日本語に翻訳した上で、委託者へ報告すること。

オ 令和5年10月1日より施行された景品表示法第5条第3号の規制対象とならないよう、ステルスマーケティング対策を行うこと。具体的には、新潟県及び新潟インバウンド推進協議会、佐渡市が依頼主であること、新潟県及び新潟インバウンド推進協議会、佐渡市から金銭の授受や物品・サービスの提供を受けていることを、情報発信時に明示させること。

(2) 費用負担の考え方

アンバサダーによるツアー、情報発信に係る費用のうち、本事業費で負担するのは、訪日に係る旅費及び県内滞在に係る費用とし、上限額を設け、一部アンバサダーの自己負担としても構わない。

(3) 二次利用

本事業でアンバサダーが撮影した素材（画像・動画）を、新潟県及び新潟インバウンド推進協議会、佐渡市が新潟県の魅力を国内外に紹介する目的で使用する場合は、原則、二次利用可能なものとし、その旨を事前に応募者に確認し、承諾を得ること。

ただし、利用が困難と認められる場合は、委託者と受託者が協議の上、利用の可否等を決定する。

8 効果測定の設定

下記項目を KPI（目標値）として設定し提案すること。ただし、アウトカムの測定がリーチ数で計測できない場合は、適切な指標を独自に設定すること。

(1) アウトプット

- ア アンバサダー選定人数 10 名以上
- イ ツアー回数 10 回以上（アンバサダー 1 名につき原則 1 回）
- ウ SNS 等記事投稿回数 50 回以上（アンバサダー 1 名につき 5 回）

(2) アウトカム

- ア SNS 等閲覧回数（リーチ数・自由提案）

9 成果物の提出

(1) 納入期限

- ア 本業務の実施内容、配信結果、課題、提言等を整理した事業報告書を以下の期限までに納入すること。

期限：令和 9 年 2 月 26 日（金）

- イ アの報告とは別に、アンバサダーの旅行期間終了時点（11 月末）における、アンバサダーによる投稿内容を記載した速報レポートを簡潔に作成して委託者に報告すること。

期限：令和 8 年 12 月 25 日（金）

(2) 納入場所

新潟インバウンド推進協議会及び佐渡市

(3) 納入方法

- ア (1)アの最終事業報告書
実施内容・結果等をまとめた報告書及び提言（A 4）
※PDF ファイルで納入すること。
※様式は任意とするが、視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせて、大冊にならないように簡潔明瞭にまとめること。
- イ (1)イの簡易レポート
A4 サイズを基本にメール提出すること。

10 再委託

原則、業務は委託業者が実施すること。業務の再委託を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

11 その他

- (1) 受託者は、委託者との協議の上、業務を進めること。
- (2) 受託期間中は業務の進捗状況を定期的に報告すること。
- (3) 当事業において取り扱う個人情報については、個人情報保護法、新潟県個人情報保護条例及び佐渡市個人情報保護条例に準じて、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (5) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は全て委託者に帰属する。
- (6) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (7) 新潟インバウンド推進協議会と佐渡市の予算の負担割合に応じて事業を実施すること。
- (8) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。